

## 我が国の大学等における研究環境の改善について（勧告）

平成 11 年 10 月 27 日

第 131 回 総 会

1. 科学技術基本法の成立により、科学技術の振興は我が国の重要政策課題の一つとして位置付けられ、関連施策の総合的、計画的、かつ積極的な推進が進められることになった。基本法の成立に続いて、科学技術基本計画（平成 8 年 7 月 2 日閣議決定）が策定され、5 年間（平成 8 年度～平成 12 年度）で 17 兆円の国費を投入し、大学等の研究環境の改善が図られることになった。同計画は、狭隘化、老朽化の著しい大学等を計画的に整備する必要性を指摘し、老朽化、狭隘化対策に 1200 万㎡の整備が見込まれるとしている。たしかに、この基本計画により文部省の科学研究費補助金（科研費）が増額され、国の出資金による各省庁からの研究費が大学等に新たに供給されるようになった。しかし、研究者の旺盛な研究意欲に対応するために必要な研究費及び基礎的な研究設備（教育用を含む。）やそれらの維持管理費等の不足の問題も依然として未解決であることを指摘しなければならない。現在、国の負担研究費の対 GDP 比率は、欧米の水準を下回っており、少なくとも欧米並みの投資を確保すべきである。

大学の人員拡張は、戦後長年に涉って行われてきたが、大学関係の建物、施設の新設、更新は人員の拡充に追い付かず、多くの大学において不足状態が解消されないまま、極端な過密状態が続いている。特に自然科学系の実験室においては過密状態は著しく、研究者の安全、健康への影響が憂慮される状況である。多くの大学では、スペース不足のため、新鋭の機器の導入もままならず、スペース問題は研究活動を発展させる上で最大の阻害要因になっている。

科学技術基本計画において策定された 1200 万㎡の整備目標に対して平成 11 年度末までに建設される予定の建物は 100 万㎡に過ぎず、計画の達成は大幅に遅れている。今後残された期間において、整備を実現する計画は殆どまとまっていないように見える。

スペース問題は、科学技術基本法にうたわれている、科学技術創造立国のために優先的に解決しなければならない課題である。

政府は、科学技術基本法立法の精神にのっとり、科学技術基本計画を実現するべく、最大の努力を傾けるべきである。

2. 国立大学に関しては、平成 6 年に、長期に涉って固定されたままだった基準面積が 20% 増に改定された。改訂された基準面積でも欧米の水準からすれば極めて不十分なものであるが、その基準面積に照らしても現状の建物面積は大幅に不足しており、その差は平成 10 年度において約 500 万㎡にのぼる。増大する大学院学生数に比べて建物の建設は大幅に遅れており、過密状態はますます悪化している。ちなみに、東京大学の全建物面積は約 100 万㎡であり、不足している建物面積は東京大学 5 校分、東京工業

大学の規模では17校分に相当する。

3. 狭隘な環境は自然科学系の研究室に共通しているが、なかでも化学系、生物系の研究室は過密状態が著しく、消防法上の憂慮の絶えない研究室が多い。研究室の劣悪な環境は外国からの訪問者を驚かす程である。もし、阪神・淡路大震災級の大地震が過密な研究室で実験者の活動中に起きたとしたら、惨澹たる被害が発生するであろう。1995年に同地震を契機として耐震改修促進法が成立し、小中高校、及び官庁建築に対しては耐震診断、耐震改修が進んでいるが、大学に対してはほとんど対策は進んでいない。

一方、化学、生物系以外の自然科学系や、人文社会科学系研究室でも、情報機器導入のためのスペース不足など、従来の基準面積では収まり切らない問題が生じている。大学等における、安全で、ゆとりのある研究環境を実現することは緊急の課題である。

4. 現在の劣悪な研究環境を改善し、欧米並みの水準に近付けるために、自然科学系の研究室においては、望ましくは現有面積の3倍、最低2倍程度の建物面積が必要である。また人文社会科学系を含め、最近の研究の進歩により研究室使用の状況も大きく変化しているため、国立大学における建物基準面積は、研究従事者の増加、設置機器の高度化、図書館等の充実を含めた情報化対策等を考慮して妥当な水準に改定されるべきである。また、教育研究にたいして重要な役割を果たしている私立、公立大学にたいしても適切な助成が必要である。

5. 大学等における研究教育施設は重要な公共財であるとともに、我が国発展の鍵となる「新しい社会資本」である。最近、道路、港湾、鉄道、一般住宅等に対する在来型の公共投資が景気の回復に結びつかず、景気対策への有効性が薄れていることが指摘されており、情報、通信基盤が「新社会資本」として注目されている。大学等の建物への投資は、内部設備の充実を含めて関連する需要があり、継続的な需要が見込める。また、最新の研究設備で訓練された人材は、社会においてさらに新技術の開発を通じて需要の拡大に貢献する。さらに、大学は今後、知的欲求を持った市民に対する生涯教育など、地域文化基盤の形成にも貢献することが期待されている。しかし、現状では大学は十分な人的能力を持ちながらその能力を十分に発揮出来ない状況にある。大学に十分な資本投下を行い、その能力を十分に発揮させることこそ、長期的、継続的に果実をもたらし続ける、新社会資本の整備といえる。

大学等の施設に対するこれまでの投資の遅れを取り戻し、粗悪な老朽化した建物を改築するだけでも数兆円の巨費を必要とする。しかし、新社会資本への投資は、景気対策としてのみでなく、未来の日本を築くための重要な投資として考えられなければならない。施設に対する投資のこれ以上の遅れは今後の学術研究に重大な影響を及ぼすおそれ大きい。これは我が国の今後の科学技術の発展にとって放置できない重要問題である。

6. 現状でも大学等の建物に対する投資は大幅に遅れているが、大学審議会の予測では、

今後大学院学生の大幅な増加が見込まれ、さらに外国からの留学生、企業からの研究生、ポストドクトラルフェロー等も今後さらに増加することが予測される。教育研究に対して重要な役割を担う大学の施設に対する手当てを十分行うことは、内外の優れた研究者にとって魅力のある環境を整備し、我が国の研究水準を確保する上で極めて重要である。

現在のような研究環境の劣悪化を招いた要因の一つは、このような状況に到ることを看過してきた大学人、研究者にもあるが、何と云っても大学における研究環境に対するこれまでの過少投資がこのような状況を招いたことは明らかである。

研究環境のこれ以上の劣悪化を防ぎ、国際水準に近付けるべく、一刻も早い対応措置をとることが望まれる。

大学における学生人員の増加の前提として、土地の手当てを含め、思い切った先行投資が建物建設には必要であることを強く指摘しなければならない。

7．利用可能な土地面積の限られている大学においては、建物の新設、更新は順繰りに実施する必要があり、立案と計画実現に時間を要する。最近の国立大学における建設例の多くは補正予算によるものであり、長期的視野にたって計画が実現されたものは少ない。研究スペースの確保は、土地の確保と建屋の高層化、地下利用の両側面によって実現が可能である。大学のキャンパスにおける建物の新設、更新は、大学側が十分に練り上げた将来計画に立って実現されなければならない。

8．まもなく、次期の科学技術基本計画を策定すべき時期が来ている。大学等における施設問題が科学技術進歩のための最大の阻害要因になっていることを認識し、安全でゆとりのある研究環境を実現するため、十分な投資が行われなければならない。

次期の基本計画では、合理的な中、長期整備計画を練り、十分な予算の手当てが大学等の建物建設と土地取得のための先行投資にたいして優先的、集中的に行われなければならない。

9．科学技術の健全な発展には日本の将来がかかっている。さらに、全地球的な問題の解決には、我が国の科学技術の貢献が必要である。そのための最も重要な基盤である研究施設の充実を強く訴えたい。

本信送付先

内閣総理大臣

本信写送付先

内閣官房長官

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国家公安委員会委員長

北海道開発庁長官

経済企画庁長官

科学技術庁長官

環境庁長官

沖縄開発庁長官

国土庁長官